

ながら死者1人が発生した現場もあった。

消防水利については、水道配管損傷のため全市域で断水となり、河川、防火水槽、井戸、プール、採水口付受水槽等使用できるものはすべて使用し、補水については、河川から500mにも及ぶホース延長を行った火災現場もあった。

また、震災当日は、消防隊の組織だった活動は困難であったが、消防署・消防団合同で消火した火災は6件で、消防団単独消火は1件、消火活動未実施火災及び事後警戒火災は各1件であった。このうち1件については、応援消防隊の支援を得て消火活動に当たった。

十分な情報が入手できない混乱状況の中で、消防各隊の現場判断で活動し、延焼拡大を阻止し被害を最小限に留められたことは、消防署・消防団との連携と火災現場近隣住民の消火協力があったことがあげられる。

なお、本市においても、震災直後に木造建築物密集地域から2件の火災が発生。延べ7棟を焼損したが、延焼拡大に至らなかったことは、建物が倒壊して延焼速度が緩やかであったこと、気象状況としては風速が1~2m/sと穏やかであったこと、また、敷地、道路等が防火帯的役割を果したことなど地形

的にも恵まれていたことが考えられる。

ウ 火災調査

火災調査は、救助救出活動終了後の1月30日から2月10日の12日間で実施。出火原因については、石油ストーブ1件、電気機器1件、電灯・電気等の配線1件、その他1件、不明9件であった。

(5) 救助活動

ア 救助活動の状況

消防機関の救助活動は、消防本部・署で延べ49隊283人、応援消防隊12市延べ74隊、420人が当たり、1月17日から1月21日の5日間で130人を救助救出し、うち生存救出者は66人であった。

救助活動には、本市消防団、阪神地区消防団、市建設部及び芦屋建設事業協同組合をはじめ、自衛隊、警察関係者が当たったところであるが、多くの市民に自主的な救助活動を願ったところであり、救助活動従事者及び救助救出人員については、今もって完全把握に至っていないところである。

倒壊家屋からの救助に際しては、主にエンジンカッター・チェーンソー・削岩機等の資機材で救助に当たったが、大規模倒壊建物及び耐火建築物崩壊現場等では重機も必要であった。

	1/17		1/18		1/19		1/20		1/21		合計	
救助件数(件)	39		9		6		4		0		58	
救助者数(人)	82		22		16		9		1		130	
救助者内訳	男性	女性	男性	女性								
生存(人)	24	36	1	4	0	0	0	1	0	0	25	41
	60		5		0		1		0		66	
死亡(人)	5	17	8	9	8	8	2	6	1	0	24	40
	22		17		16		8		1		64	
合計	29	53	9	13	8	8	2	7	1	0	49	81
	82		22		16		9		1		130	

イ 救助体制の推移と活動状況

(7) 建設部との合同活動体制

発災直後の6時10分、副本部長から消防部及び建設部に対して人命救助に関する緊急措置と救助、救援対策用の重機調達の指示を受けて消防本部前に消防指揮本部を設置し、救助要請の受付を開始するとともに消防部及び建設部職員の参集状況と救助要請内容に応じて、2~3人単位の救助班を臨機応変に編成して救助活動の効率的運用に努めるとともに、芦屋建設事業協同組合には、救助活動用資機材の緊急提供と救助活動支援を要請して救助活動を開始した。

しかし、市民の救助要請の多さに講じきれず、17日、8時00分すぎからは、消防本部保管のノコギリ、バーレ、つるはし等の救助、水防用資機材を市民に提供開放し、自主的救助活動支援を願った。

(イ) 自衛隊、応援消防部隊との合同活動体制

1月17日、15時00分頃に阪神地区消防機関の消防応援隊(5隊23人)が到着し、15時45分には自衛隊本隊(3中隊63人)、16時00分には増援隊(1中隊55人)が来援、打合せの後、最も家屋倒壊の激しい市街地中央部一帯の救助活動を開始するとともに消防応援隊の救助隊には、救助資機材を必要とする救助現場に配置して救助活動に従事願った。